

# 病院等における耐震診断・耐震整備の補助事業

## (1) 医療施設運営費等補助金(医療施設耐震化促進事業 令和3年度予算 13,067千円)

### 医療施設耐震化促進事業(平成18年度～)

(事業概要)

医療施設の耐震化を促進するため、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震診断に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

(基準額): 5,600千円

(補助率): 1/3 (国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

## (2) 医療提供体制施設整備交付金のメニュー一項目(令和3年度予算 25億円の内数)

### 1. 基幹・地域 災害拠点病院施設整備事業(平成8年度～)

(事業概要)

・都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額):  $2,300\text{m}^2$ (基準面積)  $\times$  43,500円 = 100,050千円

$2,300\text{m}^2$ (基準面積)  $\times$  206,500円 = 474,950千円(耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

(調整率): 0.5(平成20年度第1次補正予算により0.33から0.5へ嵩上げ)

※この他に備蓄倉庫、非常用自家発電設備、受水槽、研修部門、ヘリポートの整備に対する補助(調整率0.33)を行う。

### 2. 医療施設等耐震整備事業(平成18年度～)

(事業概要)

1. 耐震化未実施の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震整備に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

2. 耐震構造指標である、「Is値0.3未満の建物」を有する病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額):  $1. 2,300\text{m}^2$ (基準面積)  $\times$  43,500円 = 100,050千円

$2. 2,300\text{m}^2$ (基準面積)  $\times$  206,500円 = 474,950千円(耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

$2. 2,300\text{m}^2$ (基準面積)  $\times$  206,500円 = 474,950千円

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ嵩上げ)